

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…
- 都市計画事業の事業計画の変更……………
- ……………（建設局公園緑地部計画課）…

告示

●東京都告示第千二百二十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十六年東京都告示第百十五号東京都計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年七月六日

東京都知事代理

副知事 安藤 立美

- 一 施行者の名称 杉並区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画緑地事業第八十六号萩窪二丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十六年二月六日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 杉並区萩窪二丁目地内 使用の部分 変更なし

東京都告示第千二百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

| 指定に係る道路の種類 | 指定年月日 | 指定に係る道路の位置 | 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル） |
|----------------------|-------------|----------------------------|------------------------|
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十八年六月十四日 | 狛江市東和泉一丁目二千五百十七番一及び同番二の各一部 | 延長 一九・六三 幅員 四・〇〇 |

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月六日

東京都知事代理
副知事 安藤 立美

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年五月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 F L A G S
- 三 代表者の氏名 松田 光二
- 四 主たる事務所の所在地 東京都府中市押立町四丁目十番地の五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、様々な分野に関する事業を通じて、障がいを持つ方々の社会参加、安心して働ける場所の確保と社会の創造に貢献することで、障がいの有る無しに関わらず、誰もがその人らしく豊かに暮らせる地域社会の実現と地域福祉の発展に寄与することを目的とする。（以

上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人優美道

三 代表者の氏名

塚原 康子

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区三田二丁目七番二十三ー六〇一号 目黒
マンション

五 定款に記載された目的

この法人は、情報化社会の中で暮らすあらゆる年代の人々に対して、健康的な生活をおくるための環境づくりの実現に関する事業を行い、日常生活における人々のストレス緩和や孤立感、不安を軽減し、心と体のバランスを保ち、生き生きとした生活の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パーソナルコンピュータ利用技術学会

三 代表者の氏名

上山 俊幸

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市鶴間二百八十一番地二 エクセレンス南

町田四〇一

五 定款に記載された目的

本会は、広く一般市民を対象として、パーソナルコンピュータ利用技術に関する調査及び研究、普及啓発、情報の収集及び提供等を行うことにより、パーソナルコンピュータ利用技術に関する研究を盛んにし、また情報リテラシー(コンピュータを扱う基本的能力)の涵養を図ることで、我が国情報化社会の健全な発展と学術文化の向上発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人築地居留地研究会

三 代表者の氏名

水野 雅生

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区入船二丁目九番二号 ミズノプリンティングミュージアム内

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の近代化に大きな役割を果たした「築地居留地」をテーマに研究し、その成果を発表・出版する事業を行うことにより、中央区の歴史・文化再発見及びその向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国犯罪非行協議会

三 代表者の氏名

菊田 幸一

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田小川町三丁目二十八番地十三

ラ
フイネお茶の水八〇七号 菊田法律事務所内

五 定款に記載された目的

この法人は、ひろく市民および犯罪者・非行者ならびに被害者に対して、人権の擁護と刑罰の改良の推進を図る活動に関する事業を行い、犯罪者及び非行者の処置、処遇ならびに被害者の援助にかかわる分野の改善・促進、発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

都市計画公園事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年七月六日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

一 都市計画事業の種類及び名称

別表のとおり

二 施行者の名称

東京都

三 事務所の所在地

新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

別表のとおり

別表

| 都市計画事業の種類及び名称 | 事業地の所在 | 備考 |
|--|---|----------------------------|
| 平成二年建設省告示第四百十四号東京都市計画公園事業第五・五・八号戸山公園 | 東京都新宿区戸山三丁目地内 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百七号 |
| 昭和二十七年建設省告示第千四百七十一号東京都市計画公園事業第七・五・十三号善福寺公園 | 東京都杉並区善福寺二丁目及び善福寺三丁目各 地内 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百八号 |
| 昭和三十五年建設省告示第二千五百九十六号東京都市計画公園事業第五・五・十二号浮間公園 | 東京都北区浮間二丁目地内 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百九号 |
| 昭和五十一年建設省告示第千三百五十四号東京都市計画公園事業第五・七・十二号舎人公園 | 東京都足立区古千谷一丁目、古千谷二丁目、皿沼三丁目、舎人公園、西伊興一丁目、西伊興二丁目、西伊興三丁目、西伊興四丁目、西伊興五丁目、西伊興六丁目、西伊興七丁目、西伊興八丁目、西伊興九丁目、西伊興十丁目、西伊興十一丁目、西伊興十二丁目、西伊興十三丁目、西伊興十四丁目、西伊興十五丁目、西伊興十六丁目、西伊興十七丁目、西伊興十八丁目、西伊興十九丁目、西伊興二十丁目、西伊興二十一丁目、西伊興二十二丁目、西伊興二十三丁目、西伊興二十四丁目、西伊興二十五丁目、西伊興二十六丁目、西伊興二十七丁目、西伊興二十八丁目、西伊興二十九丁目、西伊興三十丁目、西伊興三十一丁目、西伊興三十二丁目、西伊興三十三丁目、西伊興三十四丁目、西伊興三十五丁目、西伊興三十六丁目、西伊興三十七丁目、西伊興三十八丁目、西伊興三十九丁目、西伊興四十丁目、西伊興四十一丁目、西伊興四十二丁目、西伊興四十三丁目、西伊興四十四丁目、西伊興四十五丁目、西伊興四十六丁目、西伊興四十七丁目、西伊興四十八丁目、西伊興四十九丁目、西伊興五十丁目、西伊興五十一丁目、西伊興五十二丁目、西伊興五十三丁目、西伊興五十四丁目、西伊興五十五丁目、西伊興五十六丁目、西伊興五十七丁目、西伊興五十八丁目、西伊興五十九丁目、西伊興六十丁目、西伊興六十一丁目、西伊興六十二丁目、西伊興六十三丁目、西伊興六十四丁目、西伊興六十五丁目、西伊興六十六丁目、西伊興六十七丁目、西伊興六十八丁目、西伊興六十九丁目、西伊興七十丁目、西伊興七十一丁目、西伊興七十二丁目、西伊興七十三丁目、西伊興七十四丁目、西伊興七十五丁目、西伊興七十六丁目、西伊興七十七丁目、西伊興七十八丁目、西伊興七十九丁目、西伊興八十丁目、西伊興八十一丁目、西伊興八十二丁目、西伊興八十三丁目、西伊興八十四丁目、西伊興八十五丁目、西伊興八十六丁目、西伊興八十七丁目、西伊興八十八丁目、西伊興八十九丁目、西伊興九十丁目、西伊興九十一丁目、西伊興九十二丁目、西伊興九十三丁目、西伊興九十四丁目、西伊興九十五丁目、西伊興九十六丁目、西伊興九十七丁目、西伊興九十八丁目、西伊興九十九丁目、西伊興一百号 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百十号 |
| 昭和六十二年建設省告示第千八百七十八号秋多都市計画公園事業第六・五・一号秋留台公園 | 東京都あきる野市二宮字下塚場地内 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百十一号 |
| 昭和五十三年建設省告示第千三百三十三号 | 東京都小笠原村父島字東町、字 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百十二号 |
| 百二十七号小笠原都市計画公園事業第七・五・一号大神山公園 | 清瀬及び字宮の浜道各地内 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百十三号 |
| 平成二十五年関東地方整備局告示第九十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三六号六仙公園 | 東京都東久留米市中央町三丁目地内 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百十四号 |
| 昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中市計画公園事業第七・六・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号武蔵野公園 | 東京都府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目及び東町五丁目各地内 | 平成二十八年三月三十日付関東地方整備局告示第百十四号 |

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001